

令和7年度石川県立ろう学校高等部入学者募集要項

1 出願資格

(1) 高等部普通科

ア 令和7年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 高等部専攻科（2年制） 情報デザイン科

特別支援学校高等部（高等学校に準ずる教育課程）若しくは高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ）を卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

各部、各科とも、入学志願者は、石川県に居住（居住予定を含む。）する聴覚障害者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものであるとする。

2 募集人員

(1) 普通科 第1学年 11人

(2) 専攻科（2年制） 情報デザイン科 第1学年 若干名

3 出願手続

(1) 高等部普通科

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

ア 入学願書

イ 入学志願者調査書

ウ 志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部

(2) 高等部専攻科（2年制） 情報デザイン科

以下の書類等を在学又は出身高等学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

ア 入学願書

イ 入学志願者調査書

ウ 志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部

ただし、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。

4 出願期間

令和7年1月7日（火）から同月24日（金）まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。その際、受検票送付用として、宛先を明記した返信用封筒（長形3号・110円分の切手貼付）1部を同封すること。

5 出願先

石川県立ろう学校

〒921-8151 金沢市窪6丁目 218番地

6 入学者選抜

(1) 期 日

- ア 高等部普通科 令和7年2月13日(木) 午前9時から
- イ 高等部専攻科 令和7年2月13日(木) 午前9時から

(2) 場 所 石川県立ろう学校

(3) 選抜方法

下記により総合判定をする。

- ア 高等部普通科 学力検査(国語、数学、英語)
- イ 高等部専攻科 情報デザイン科
学力検査(国語、数学)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、高等部は、令和7年3月3日(月)正午に、石川県立ろう学校にて受検番号の掲示をもつて行うとともに、本人宛てに発送する。

8 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立ろう学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、石川県立ろう学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

- ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、別室受検によっても受検できなかった者
- イ 月経随伴症状の体調不良等により、別室受検によっても受検できなかった者
- ウ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

- (ア) 志願者の在籍学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和7年2月13日(木)の原則午前9時までに、石川県立ろう学校長に対して電話にて伝える。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立ろう学校長に対して電話等にて伝える。
- (イ) 受検希望者は、令和7年2月14日(金)の原則午後4時までに、志願者の在籍学校長を経由して石川県立ろう学校長へ追検査受検申請書を提出する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立ろう学校長へ提出する。

イ 審査

- (ア) 石川県立ろう学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。
- (イ) 石川県立ろう学校長は、令和7年2月17日(月)午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を志願者の在籍学校長に交付する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等に交付する。
- (ウ) 志願者の在籍学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

- ア 追検査は、令和7年2月25日(火)午前10時から午前10時30分までの間に石川県立ろう学校において行う。
- イ 追検査の内容
面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和7年3月3日（月）正午に、石川県立ろう学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

9 その他

(1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立ろう学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部を同封し、申し込むこと。

(2) 詳細については、石川県立ろう学校（電話 076-242-6218）に問い合わせること。

(3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。